

塩竈市介護保険高齢者支援ガイドブックの訂正について

標記の件について、介護保険法施行令の改正及び塩竈市社会福祉協議会の事業譲渡に伴う記載内容の訂正は下記とおりです。

① 介護保険法施行令の改正による訂正内容（P. 6～7、P. 13～14）

訂正箇所	訂正前	訂正後	備考
P. 6	「80 万円以下」	「82.65 万円以下」	訂正箇所は 2 か所
P. 7	「80 万円以下の方」	「82.65 万円以下の方」	訂正箇所は 2 か所
	「80 万円超 120 万円以下の方」	「82.65 万円超 120 万円以下の方」	
	「80 万円超の方」	「82.65 万円超の方」	
P. 13 「利用者負担 の上限」	「合計所得金額および課税年金収入 額の合計が 80 万円以下の方」	「合計所得金額および課税年金収入 額の合計が 82.65 万円以下の方」	令和 8 年 8 月から適用
P. 14 「居住費と食費 の利用者負担 額について」	基準費用額の項目 食費 1,445 円	基準費用額の項目 食費 1,545 円	令和 8 年 8 月から適用
P. 14 「負担限度額 (1 日あたり)」	「年金収入金額＋合計所得金額が 80 万円以下の方」	「年金収入金額＋合計所得金額が 82.65 万円以下の方」	令和 8 年 8 月から適用
	「年金収入金額＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の方」	「年金収入金額＋合計所得金額が 82.65 万円超 120 万円以下の方」	令和 8 年 8 月から適用
	食費 第3段階① 650 円	食費 第3段階① 680 円	令和 8 年 8 月から適用
	食費 第3段階② 1,360 円	食費 第3段階② 1,420 円	令和 8 年 8 月から適用
	ユニット型個室 第3段階② 1,360 円	ユニット型個室 第3段階② 1,470 円	令和 8 年 8 月から適用
	ユニット型個室的多床室 第3段階② 1,370 円	ユニット型個室的多床室 第3段階② 1,470 円	令和 8 年 8 月から適用
	従来型個室(特養) 第3段階② 880 円	従来型個室(特養) 第3段階② 980 円	令和 8 年 8 月から適用
	従来型個室(老健・介護医療院) 第3段階② 1,370 円	従来型個室(老健・介護医療院) 第3段階② 1,470 円	令和 8 年 8 月から適用
	多床室(特養) 3段階② 430 円	多床室(特養) 3段階② 530 円	令和 8 年 8 月から適用
	多床室(老健・介護医療院) 第3段階② 430 円	多床室(老健・介護医療院) 3段階② ※室料を徴収する場合 530 円 多床室(老健・介護医療院) 3段階② ※室料を徴収しない場合 430 円	令和 8 年 8 月から適用

② 塩竈市社会福祉協議会の事業譲渡による訂正内容（P. 30～31）

分類	訂正前	訂正後
居宅介護支援	塩竈市社協指定居宅介護支援事業所	ケアプランセンターしおがま翔裕園
通所介護 (デイサービス)	塩釜市北浜デイサービスセンター	デイサービスセンターしおがま翔裕園
短期入所生活 (ショートステイ)	特別養護老人ホームこころの樹	塩釜こころの樹翔裕園
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	となりの家	塩釜となりの家翔裕園
小規模多機能型居宅介護	松ぼっくり	塩釜松ぼっくり翔裕園
介護老人保健施設 (地域密着型特養)	特別養護老人ホームこころの樹	特別養護老人塩釜こころの樹翔裕園

※1 上記の事業譲渡及び施設名の変更は令和7年4月1日付けで行われています。

※2 上記施設の住所、電話番号は変更ありません。

※3 「訪問介護（ホームヘルプサービス）」の「塩釜市(社協)ホームヘルプステーション」は令和6年9月30日付けで廃止となっています。